

林業成長産業化地域創出モデル事業を推進するための林業信用保証に関する
独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証業務細則の特例業務細則

平成29年3月31日独信基301平成28年度第32号

(目的)

第1条 この業務細則は、林業の成長産業化の実現に向けて取り組む先進的な地域を林野庁が「林業成長産業化地域」として選定して重点的に支援することに鑑み、「林業成長産業化地域」における事業の円滑な実施に必要な資金の債務保証（林業成長産業化モデル地域支援保証。以下「モデル地域保証」という。）を行うに当たり、独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証業務細則（以下「細則」という。）の特例を定めることを目的とする。

(被保証者の資格)

第2条 モデル地域保証の被保証者となる資格を有する者は、細則第3条に定める資格を有する者であって、次のすべてを満たすものとする。

- (1) 林野庁が選定した「林業成長産業化地域」の地域構想（以下「地域構想」という。）において、モデル地域保証の取組主体として名称及び取組内容が掲載されていること。
- (2) 自己資本が実質債務超過になっていないこと、又は実質債務超過であっても改善の見込みがあること
- (3) 金融機関借入金に延滞がないこと

(保証に係る資金の種類及びその借入期間の最高限度)

第3条 地域構想に掲載された取り組みを行うのに必要な資金であって、細則第5条第1項各号に掲げる資金とする。

- 2 前項の資金の借入期間の最高限度は、細則第5条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 - (1) 設備（ほだ木を除く。）の新設又は改良・増設に係る資金 15年
 - (2) 前号に掲げる資金以外の資金 5年

(一被保証者についての保証の範囲及び借入金の元本の限度額)

第4条 モデル地域保証により信用基金が保証する債務の範囲については、細則第7条の規定にかかわらず、その保証に係る借入金の元本、利息及び遅延損害金の合計額の残高に100分の100を乗じて得た額とすることができる。

- 2 保証に係る借入金の元本の限度額は、1億円とする。

(債務保証の申込みの際の添付書類)

第5条 モデル地域保証における細則第9条第1項及び第2項に定める書類の提出にあたっては、保証を依頼しようとする者が、「林業成長産業化地域創出モデル事業実施要領（平成29年3月31日付け28林整計378号林野庁長官通知（以下「実施要領」とい

う。」))」の様式2の3の写し（保証に係る資金が林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第4条第3項第3号に該当する場合は、細則第9条第3項第3号に定める書類を含む。）を添付するものとする。

また、選定されたモデル地域において、実施要領の様式2の3に関して新設、変更、廃止を伴う変更をしようとする場合は、林野庁長官に報告した実施要領様式3の写及び変更後の様式2の3の写を添付するものとする。

ただし、添付書類の内容が既往の債務保証依頼書に添付したものと変更がない場合は、添付を省略できるものとする。

（保証料率）

第6条 モデル地域保証における保証料率は、細則第15条第1項の規定にかかわらず、次表に掲げる保証料率のうち、被保証者の財務状況等のリスクに応じていずれかの料率を適用する。

保証料率
年 0.10 パーセント
年 0.20 パーセント
年 0.30 パーセント
年 0.45 パーセント
年 0.55 パーセント
年 0.65 パーセント
年 0.75 パーセント
年 0.90 パーセント

（連帯保証人等）

第7条 細則第17条（第2項及び第4項を除く。）の規定にかかわらず、以下のとおりとする。

- (1) モデル地域保証を依頼しようとする者が、組合又は法人については原則として代表者のみを連帯保証人として立てさせることとし、個人については、原則として連帯保証人を立てることを免ずることができるものとする。
- (2) 担保については、実質無担保とする。

（細則の準用）

第8条 第2条から前条までに定めるもののほかは、細則を準用する。

（適用期間）

第9条 本細則は、平成34年3月31日までに保証の申込みを受理したものに適用する。

附則

- 1 この特例細則は、平成29年4月1日から施行する。